

議案第 4 号

中一サポーター設置規程について

中一サポーター設置規程を別紙のとおり定める。

平成 22 年 3 月 10 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

中一サポーター設置規程

(設置)

第1条 小学校から中学校にかけての学習や生活の環境変化になじめずに不登校やいじめの問題行動が急増するという、いわゆる「中一ギャップ」の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に中一サポーターを設置する。

(身分)

第2条 中一サポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 中一サポーターは、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 学業不振や学校不適応の生徒に対し、学習支援を行うこと。

(2) 教職員及び不登校傾向の生徒、保護者に対する教育相談及び登校支援に関するここと。

(3) いわゆる「中一ギャップ」の未然防止、早期発見及び早期解決に関し所長が必要と認め指示した事項に関するここと。

(委嘱)

第4条 中一サポーターは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により普通免許状を有し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する

(1) 生徒指導に関し専門的な知識を有する者

(2) 教育相談に関し専門的な知識を有する者

(委嘱期間)

第5条 中一サポーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第6条 中一サポーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 中一サポーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 中一サポーターの勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 中一サポーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならぬ。

2 中一サポーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 中一サポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 中一サポーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、中一サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 中一サポーターとして不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、中一サポーターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

義務教育課

1 件名

中一サポーター設置規程

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 児童生徒が、小学校から中学校にかけて学習や生活等の変化になじめずに不登校になったり、いじめ等の問題行動が急増するという「中一ギャップ」に陥る生徒が増えている。
- (2) 「中一ギャップ」の解消と不登校の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、平成22年度より「中一ギャップ対策事業」を実施する。事業の実施に伴い、嘱託員を設置する必要があり設置規程を策定する。

3 制定案の概要

- (1) 嘱託員の設置について定める(第1条)
- (2) 嘱託員の身分について定める(第2条)
- (3) 嘱託員の職務について定める(第3条)
- (4) 嘱託員の委嘱について定める(第4条)
- (5) 嘱託員の委嘱期間について定める(第5条)
- (6) 嘱託員の報酬等について定める(第6条)
- (7) 嘱託員の勤務条件について定める(第7条)
- (8) 嘱託員の服務について定める(第8条)
- (9) 嘱託員の解職について定める(第9条)
- (10) 嘱託員の補則について定める(第10条)
- (11) 訓令の施行は、平成22年4月1日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整中

中一サポーター設置規程設置に係る概要説明

義務教育課

1 中一サポーター設置規程設置の必要性

- (1) 児童生徒が、小学校から中学校にかけて学習や生活等の変化になじめずに不登校になったり、いじめ等の問題行動が急増するといふいわゆる「中一ギャップ」と呼ばれる現象が本県でも顕著である。
- (2) 「中一ギャップ」の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、平成22年度より「中一ギャップ対策事業」を実施する。事業の実施に伴い、嘱託員を設置する必要があり設置規程を策定する。

2 中一サポーターの業務内容等

(1) 資格要件

- 教員免許を有し、
ア 生徒指導に関し専門的な知識を有する者
イ 教育相談に関し専門的な知識を有する者

(2) 業務内容

- ア 学業不振や学校不適応の生徒に対し、学習支援を行うこと
イ 教職員及び不登校傾向の生徒、保護者に対する教育相談及び登校支援に関すること
ウ 「中一ギャップ」の未然防止、早期発見及び早期解決に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること

3 嘱託員の報酬単価及びその根拠

(1) 報酬及び勤務日数等

- ア 報酬 : 日額9,300円（1日6時間勤務）
イ 勤務日数 : 月16日以内

(2) 根拠

沖縄県特別職に属する非常勤の報酬及び費用弁償に関する規則による

4 報酬にかかる予算措置状況

中一ギャップ対策事業の報酬に計上（嘱託員11人）